

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H3009501 作成日： R2.10.27

補助金等の名称	四万十町就労継続支援事業所家賃等補助金	所管課名	健康福祉課
交付要綱等の名称	四万十町就労継続支援事業所家賃等補助金交付要綱	担当係名	障害福祉係
性質分類	(4) 経済支援型補助金	創設年度	平成30年度
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援の障害福祉サービスを提供する者に対し、当該施設の賃借料を補助することにより、その運営の安定を図り、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
事業概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援の障害福祉サービスを提供する者に対し、当該施設の賃借料を補助を行う。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	サービスの提供に必要な建物、土地及び駐車場の賃借料（共益費を除く。）		
実施期間	平成 30 年度 ～ 令和 - 年度（ - 年）		

補助事業者	特定非営利活動法人 由菜の里
(交付先)	選定方法 申請に基づく交付決定
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	補助率は、10分の10とし、月額10万円を限度とする。 必要とされる賃貸料	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	同程度の施設で相場を算定した結果、過剰な補助はすべきではないと考え設定した。	
		補助対象経費	町歳出 予算額
		国	県
		町債	基金
		その他	一般財源
本年度当初予算額(R02)	912	912	912

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して支援が必要なため。
補助要件	○	適切な予算執行により高知県知事から指定を受け、町内でサービスを提供する法人とする。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対しての補助であり、制度自体の周知はないため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	障害福祉サービス事業者へ補助を行うことにより、継続して運営することができ利用者へもサービス提供ができる。
有効性	A	継続した補助を行うことにより、施設の運営の負担軽減にもつながるため。
妥当性	A	事業者の家賃負担が大きいに加え、他事業所へは町有地を無償で提供していることもあり妥当と考える。
公平性	A	一部の事業者へは町有地を無償で提供していることもあり、個人の土地を賃借している事業者との公平性を図るため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
	H30 就労継続支援事業を行う一部の事業者へ町有地を無償で提供しており、個人の土地を賃借している事業者との公平性を図るため補助制度を創設。

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	町有地を無償で貸与されている事業者と個人の土地を賃借している事業者との公平性を図るため、現行のまま補助制度を継続して実施する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有 無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	四万十町障害者計画／施策の展開（基本目標3）－雇用・就労支援の充実（総合的な就労支援の推進）に包含するもの。
○	活動状況（定員・開所日数・訓練の内容等）及び運営状況の報告。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認	R01	H30	H29	H28
最終予算額	912	912		
決算額	912	912		

設定有無	令和5年度	定期的な見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H1806101		作成日： R2.10.27	
補助金等の名称	腎臓機能障害者通院助成金	所管課名	健康福祉課
交付要綱等の名称	腎臓機能障害者通院助成要綱	担当係名	障害福祉係
性質分類	(4) 経済支援型補助金	創設年度	平成18年度
事業の目的	透析療法を受けている者に対し、通院に要する経費の一部を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、腎臓機能障害者が必要な治療を継続的に進めることを目的としている。		
事業概要	腎臓機能の障害による症状を軽減又は除去する目的をもって透析療法を受けている者が長期間にわたり当該療法を要することにかんがみ、定期的に通院している者に対し、予算の定めるところによりその通院に要する経費の一部を助成金として支給する。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	腎臓機能障害（血液人口透析）にかかる通院費		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度（ - 年）		

補助事業者	腎臓機能障害に係る血液人口透析のため町外の医療機関へ定期的に通院している者
(交付先)	選定方法 申請に基づく交付決定
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額		月額5,000円以内。	
	設定根拠		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	月額5,000円。	
		補助対象経費	町歳出予算額
		国	県
		町債	基金
		その他	一般財源
本年度当初予算額(R02)	240	240	240

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。
補助要件	○	1週間に2回以上を4週以上継続し、又は月8回以上の通院を行う者で四十町から町外へ通院する者。
所得基準	×	透析患者間での平等性を図るうえで所得基準は設けない。
滞納条件	×	同上。
間接補助	×	
周知方法	○	町ホームページへの掲載、新規該当者には手帳交付時に窓口により周知を行う。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	通院補助を行うことにより、透析治療が必要になった場合でも町内で安心して暮らすことができる。
有効性	A	通院治療にかかる経済的負担の軽減への影響は大きい。
妥当性	B	国・県からは通院助成がなく、通院治療に係る経済的負担の軽減を図る上でも妥当な補助である。
公平性	C	通院距離を問わず指定医療機関が町内である場合は対象とならないため公平な制度となっており、距離に応じた補助等に見直しが必要がある。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
合併以前の旧十和村時代に創設された支援制度で、旧十和村においては村内に透析医療機関がなく、透析を受けるためには必然的に村外の医療機関を受診する必要があることから、村外の医療機関への通院を助成対象としていた。平成18年の3町村合併後も助成事業は継続されたが、補助対象等の見直しが行われなかったため補助対象が町外の医療機関への通院者となっており、合併後においては、くぼかわ病院への通院者は助成の対象外となっている。	

今後の方向性	左 の 理 由
(2) 見直し継続（整理統合含む）	従前の要綱では、町内医療機関への通院者が対象外となっており不平等が生じていたため、合併後の実状に合わせて通院距離に応じた補助制度として見直しを行った上で継続して実施する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
令和3年度 ～ 令和5年度（3か年）	継続して支援を行う必要があるが、実状に応じて事業の見直しを行うため。

腎臓機能障害に係る血液人口透析のため医療機関へ定期的に通院している者	町内医療機関通院者でも町外医療機関通院者より通院距離が長い場合があり、透析治療者間で不平等が生じていたため、通院先の町内外を問わず補助対象とす

適用有無	四万十町障害者計画（日々の暮らしを支える支援づくり）
○	利用者からの聞き取りによる。
	通院距離に応じた定額補助。
	往復80km（窪川・須崎間）月12回通院の場合の通院費用を約10,000円と想定し、その1/2にあたる額を基準として設定。
設定有無	1,000円/月（片道2km以上～10km未満）、3,000円/月（10km以上～30km未満）、5,000円/月（30km以上）
○	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	120	120	60	180
	決算額	80	60	60	60

設定有無		
○	令和5年度。	継続して支援を行う必要はあるが、状況に応じた見直しを行う必要があるため。
○	1週間に2回以上を4週以上継続し、又は月8回以上の通院を行う者で、四十町から透析医療機関に通院するもの。	町内医療機関受診者でも町外医療機関受診者より通院距離が長い場合があり、透析治療者間で不平等が生じていたため、受診期間の町内外を問わず補助対象とす
○	町税等の滞納がないこと。	個人に対する経済支援であるため、公平性の観点から滞納要件を設定する。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
B	通院距離に応じた補助としたことで、腎臓機能障害に係る透析患者に対し平等に助成を行うことができる。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
町外への通院者より通院距離が長い場合であっても町内医療機関の通院者は対象外となっており、透析患者間での不平等が生じているため、公平な補助制度とするため見直しを行うこととした。	

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2204908 作成日： R2.10.27

補助金等の名称	社会福祉センター管理運営費補助金	所管課名	健康福祉課
交付要綱等の名称	四万十町福祉活動推進事業費補助金交付要綱	担当係名	地域福祉係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成22年度
事業の目的	社会福祉センターの管理運営。		
事業概要	社会福祉センターを管理運営していくうえで必要な経費を補助する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	社会福祉センターの管理運営に要する経費のうち利用者負担分を除いた額。		
実施期間	平成 22 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	しまんと町社会福祉協議会
(交付先)	選定方法
	地域の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	100%以内	
		管理運営費を事業で賄う仕組みを持った団体ではないため。	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	予算の範囲内で交付するため。	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出	単位：千円
	6972	6,693	国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。
補助要件	×	施設の運営に対する補助のため特に必要がないと判断したため。
所得基準		
滞納条件	×	社会福祉法人に対する補助のため必要がないと判断したため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であり、制度自体の広報の必要性はないため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	地域福祉計画に基づき地域福祉活動計画を担う社会福祉法人に対する補助であるため。
有効性	A	地域福祉計画に基づき地域福祉活動計画を担う社会福祉法人に対する補助であるため。
妥当性	A	地域福祉計画に基づき地域福祉活動計画を担う社会福祉法人に対する補助であるため。
公平性	A	地域福祉計画に基づき地域福祉活動計画を担う社会福祉法人に対する補助であるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A) … 適格 (B) … やや適格 (C) … やや不適格 (D) … 不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	--

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画を推進するための行政補完的な性格を持った補助金あり、また、社会福祉センターの運営費すべてを利用者負担で賄うことはできないため、定期的な見直しのための終期を定めた上で現行のまま継続する。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画の推進
○	地域福祉計画及び地域福祉活動推進計画の委員会により評価
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	6,405	6,508	7,115	6,380
	決算額	6,405	6,508	7,115	6,380

設定有無	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。
------	--------	---------------

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
------	--------------------------

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
	社会福祉センターは、四万十町地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画を担う団体が運営するものであり、また、利用者が負担する費用以外に収入がないため継続して補助を行う必要がある。

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2905501 ⇒ R0304501 作成日： R2.12.22

補助金等の名称	四万十町放置漁船減災対策事業費補助金	所管課名	農林水産課
交付要綱等の名称	四万十町放置漁船減災対策事業費補助金交付要綱	担当係名	農業水産振興係
性質分類	(6) 災害対策型補助金	創設年度	平成29年度
事業の目的	津波により放置漁船が漂流することによる二次被害を防止するため、町内の漁港内等に放置された船舶の処分を行う者を支援する。		
事業概要	放置漁船の処分に係る経費（補助対象経費）の1/2を補助する。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	放置漁船の処分に要する経費（解体撤去を原則とし、対象船の移動、引き取り等は対象外）		
実施期間	平成 29 年度 ～ 令和 元 年度 （ 3 か年）		

補助事業者	漁船の所有者
(交付先)	選定方法
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け					
	×	効果等の検証手法等					
補助率又は金額	設定根拠	1/2以内					
	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）					
補助限度額	○	上限事業費50万円。多くは小型船舶である事と、限られた予算の中で少しでも多くの船舶の処分を行うため。					
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	500					
	町歳出予算額	250					
		国	県	町債	基金	その他	一般財源
							250

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	○	平成29年度～令和元年度。短期集中的に実施することで、防災・減災対策の早急な推進を図るため。
補助要件	×	漁船の処分を支援する性格のものであるため。
所得基準	×	災害対策型であるため。
滞納条件	○	町税等の滞納がないこと。
間接補助	×	
周知方法	○	広報等により周知を行う。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	漁港に隣接する地区への直接的な公益性が高い。
有効性	A	津波の影響を受ける地域に対する減災対策としての効果が期待できる。
妥当性	A	個人での漁船処分は進みにくい面があり、行政の支援により減災対策の推進が図れる。
公平性	A	漁船所有者に広く周知を行い実施するもの。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
津波災害に係る防災・減災対策の早急な推進を図るため、H29年度からR1年度にかけて3か年の短期集中事業として実施。	

今後の方向性	左 の 理 由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	令和元年度までの3年間に限り実施した事業であったが、依然として放置漁船が存在しており、引続き対策が必要であるため、事業期間を令和3年度から令和5年度の3か年に改めて事業を再開する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認	R01	H30	H29	H28
最終予算額	2,252	750	455	
決算額	1,982	250	250	

設定有無	令和5年度	依然未解消となっている放置漁船について対策を推進するため、期間を3か年延長して実施する。
------	-------	--

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
事業期間終了後も漁港内に放置漁船が存在していることや、県からも継続的な対応を求められていることを受けて事業の再開を検討。	

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H3100101	作成日： R2.12.22		
補助金等の名称	商工業振興助成金	所管課名	にぎわい創出課
交付要綱等の名称	四万十町商工業振興条例施行規則	担当係名	地場産業推進係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成20年度
事業の目的	商工業の育成、労働者の福祉向上及び雇用の安定を図るため、必要な助成措置を講じ、もって産業の振興に寄与することを目的とする。		
事業概要	商店街の振興や事業拡大、新産業の創出、人材育成、公害防止、新規創業等に取り組む事業者に対し、助成を行う。 (1)商店街近代化事業 (2)商店街環境整備事業 (3)空き店舗活用事業 (4)商店街活動強化事業 (5)公害防止施設整備事業 (6)廃棄物処理施設整備事業 (7)厚生施設整備事業 (8)宣伝・販路拡大事業 (9)人材育成事業 (10)技術・研究開発事業 (11)起業・創業者事業 (12)重点分野拡大事業 (13)新産業創出事業		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
補助対象経費	備品購入費、店舗改装費、家賃、宣伝費等、各種事業に要する経費（事業ごとに対象経費が異なる。）		
実施期間	平成 20 年度 ～ 令和 - 年度（ - か月）		

補助事業者	起業者、宣伝・販路拡大事業等に取り組む既存事業者、観光事業者等
(交付先) 選定方法	四万十町商工業振興助成金交付事業者選定審査会にて交付対象事業者を選定
町の関与	審査会の運営等

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
	×	効果等の検証手法等	
補助率又は金額	1/5～1/2以内（事業ごとに補助率が異なる。※起業・創業者事業 特別事業のみ10/10補助。）		
	設定根拠	産業振興に向けて支援を図りつつも自身の事業収入の増加に向けて取り組む事業者であるため、事業者負担を求める。	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	(1)商店街近代化事業：800万円 (2)商店街環境整備事業：300万円（特別事業1,000万円） (3)空き店舗活用事業：200万円（地代・家賃分30万円） (4)商店街活動強化事業：100万円 (5)公害防止施設整備事業：150万円 (6)廃棄物処理施設整備事業：150万円 (7)厚生施設整備事業：150万円 (8)宣伝・販路拡大事業：50万円 (9)人材育成事業：1人あたり10万円 (10)技術・研究開発事業：100万円 (11)起業・創業者事業：100万円 (12)重点分野拡大事業：100万円 (13)新産業創出事業：産学官連携技術開発事業300万円、新産業創出グループ支援事業100万円、特許等取得事業20万円	
		補助対象経費	町歳出 予算額
			国 県 町債 基金 その他 一般財源
本年度当初予算額(R02)	12,000	12,000	12,000

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため
補助要件	×	
所得基準	×	
滞納条件	×	
間接補助	×	
周知方法	○	募集開始に合わせて区长文書の見直し、HPで広報を実施。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	C	限られた予算の範囲内で個別の事業者支援を行っているため。また、現状に合った内容となっていない事業メニューがいくつか存在しているため。
有効性	A	本事業を活用して起業する方がコンスタントにいることに加え、事業活用後5年以内に廃業となる事業者はほとんどおらず、本事業を活用することで新たな事業展開が図られていると考えられるため。
妥当性	B	一定の事業者負担は求めつつも、新規創業や事業拡大等を行う上でネックとなる初期投資に対する支援となっているため。
公平性	B	現状では庁内組織となっているが、審査会を経て交付対象者を決定しているため。

*いづれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左 の 理 由
(2)見直し継続（整理統合含む）	今後も町内の産業振興のために継続していく必要があるが、事業メニュー等について現状のニーズに合致しない部分が生じているため、制度設計を見直した上で継続する。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
①条例・規則・要綱の体系の整理 条例・規則で定めていた内容を条例・規則・要綱で定める。 ②使われていない事業メニューの削除 商店街近代化事業、商店街環境整備事業、商店街活動強化事業、公害防止施設設置事業、廃棄物処理施設設置事業、厚生施設設置事業、人材育成事業、技術・研究開発事業、新産業創出支援事業を削除。 ③補助要件等の見直し	①本来規則で定めるべき事業メニューが条例で位置付けられており、社会情勢に合わせた事業メニューの見直しが困難な状況となっているため。 ②事業者からのニーズが少なく、助成金創設後一度も活用されていない事業メニューが存在しているため。 ③明確な補助要件が明記されておらず、近年判断に困る案件が増えていることや助成したことによる効果をより引き出すため、詳細な補助要件等を見直すこととした。
有 無	根拠法令
備品購入費、店舗改装費、家賃、宣伝費等、各種事業に要する経費（事業ごとに対象経費が異なる。）	これまで補助対象経費が明記されていなかったため、変更後は要綱にて明記する。
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な効果の検証と見直しを行うため。

適用有無	
	1/3～1/2以内（事業ごとに補助率が異なる。）
設定有無	
○	(1)空き店舗活用事業：改修・備品等購入費助成事業100万円、地代・家賃助成事業年間30万円（5年間補助） (2)起業・創業者事業：100万円 (3)宣伝・販路拡大事業：50万円 (4)重点分野拡大事業：100万円
	基本的には既存の補助額を踏襲。 (1)空き店舗活用事業については起業者以外も活用できるものとしたため、起業者の場合は(1)(2)の事業の併用でこれまで通り上限200万円の補助が受けられるように上限を100万円とした。

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	15,100	12,000	12,882	16,873
	決算額	14,180	9,627	12,277	16,195

設定有無	
○	令和5年度。
○	これまで補助要件が明確に示されていなかったため、要綱にて明記。
○	町税等の滞納がないこと。
	個人に対して交付するものなので、滞納条件は必要

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
B	個別の事業所を支援する性格の助成金であるため、不特定多数の支援はできないが、事業メニューについては現状に合った内容に変更を行うため。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
	事業の見直しに当たって商工会へのヒアリングを実施し、事業者のニーズを確認。

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2301602 作成日： R2.10.30

補助金等の名称	農業基盤整備事業補助金	所管課名	建設課
交付要綱等の名称	四万十町集落環境整備事業補助金交付要綱	担当係名	土木係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成23年度
事業の目的	農業生産への基盤強化のため、国及び県の採択要件に該当しない圃場整備及び排水整備や、機能維持整備をすることにより、農業基盤強化を図る。		
事業概要	せまち直し、用排水設備（暗渠排水を含む）、及びその付帯設備の改修、揚水ポンプ設備の改修等に要する経費に対するの補助金を交付する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	国及び県の採択要件に該当しない工事に対する経費とする。		
実施期間	平成 23 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	本町に住民登録を有する者
(交付先)	選定方法
	町の関与

補助率の特例	適用有無	×	重点施策の位置付け	
			効果等の検証手法等	
補助率又は金額	1/2以内			
	設定根拠			
補助限度額	設定有無	○	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
			1,000千円（単独の基盤整備1反あたりの所要額を想定）	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	20,000	町歳出予算額	10,000
			国	県
			町債	基金
			その他	一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	要綱上での定めはないが、3年ごとに効果の検証と見直しを行うこととしている。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準	×	農業基盤強化を推進するにあたり不要であると判断したため。
滞納条件	○	滞納がある個人へも補助をした場合、公平性が損なわれるため
間接補助	×	
周知方法	○	区長会等での周知を行う。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	A	個人等を補助対象としているが、農業基盤強化による耕作放棄地の抑制等が期待できる。			
有効性	A	老朽化した施設の改修を行うことで、かんがい用水等の安定が見込める。			
妥当性	A	農業基盤強化対策として妥当な補助率と考える。			
公平性	A	町民に対して広く補助を行うため。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
	平成23年～平成27年に圃場整備（せまち直し）に対して安定した経営維持を図る目的として補助を実施。 平成28年～平成30年間は要望減により予算計上なし。 令和元年～令和2年は用排水整備・機能維持整備（揚水ポンプ設備の改修等）を対象に追加。

今後の方向性	左	の	理	由
(3) 現行のまま継続	農業基盤整備を支援し、安定した経営維持を行うことで耕作放棄の抑制につなげるため、継続して支援を実施する。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有無		根拠法令		
令和3年度～令和5年度				3年ごとに効果の検証と見直しを行うため。

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認	R01	H30	H29	H28
最終予算額	-	-	-	-
決算額	-	-	-	-

設定有無	○	令和5年度。	3年ごとに効果の検証と見直しを行うため。
	○	町税等の滞納がないこと。	個人の資産形成に資するものであるため、公平性の観点から滞納要件を設定する。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2109601

作成日： R2.12.22

補助金等の名称	四万十町単独災害復旧事業補助金	所管課名	建設課
交付要綱等の名称	四万十町単独災害復旧事業補助金交付要綱	担当係名	土木係
性質分類	(6) 災害対策型補助金	創設年度	平成21年度
事業の目的	自然災害等による農地又は農業用施設の損壊により営農活動に支障が生じている者の負担の軽減、農業生産力の維持及び安定した営農活動の速やかな確保を図るため、農地又農業用施設の早期復旧を目的とする。		
事業概要	自然災害等により被災した農地・農業用施設を、個人（町内在住）が復旧を行う場合、これを補助する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	被災農地等を原形復旧することを基本とし、これに要する経費。 ただし、災害復旧事業の採択要件に該当しないものに限る。		
実施期間	平成 21 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	農地若しくは農業施設の地権者又は地権者から委託を受けた耕作者
(交付先)	選定方法
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け 効果等の検証手法等
補助率又は金額		4/5以内
	設定根拠	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
	×	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出 予算額
		国 県 町債 基金 その他 一般財源
		単位：千円

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続的に災害発生の可能性が高いため。
補助要件	○	国事業の採択要件に該当しない被災農地等に限定する。
所得基準		
滞納条件	×	放置すれば災害箇所の拡大が懸念されるため
間接補助	×	
周知方法	×	被災農地等の所有者からの連絡による対応が主。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	B	対象が農地等の所有者に限定されるが、国土保全に資するため。
有効性	A	被災農地等の原形復旧が図られるため。
妥当性	A	国事業の採択要件に該当しない被災農地等に対する支援策であり、国採択時の負担率10%と比較しても妥当と判断する。
公平性	A	国事業の採択要件に該当しない被災農地等に対して支援を広げるものであるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
	激甚災害に対応するための補助金として創設。災害の発生状況に応じて予算化して運用。

今後の方向性	左の理由
(2) 見直し継続（整理統合含む）	激甚災害対応のための補助制度であったが、激甚災害以外の通常の災害に対応するよう見直しを行う。尚、激甚災害認定時には再度の見直しを行う。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	×
根拠法令	
事業費が5万円以上のもの。	個人の財産に対する補助であるため、通常の維持補修の範囲に含まれるものと一定の線引きをする必要があると判断されるため、新たに事業費の下限を設定する。
令和3年度～令和5年度	

適用有無		
×		
2/3以内		激甚災害対応に限定した運用のため高い補助率となっていたが、災害対策型補助金の基準に照らして見直す。
設定有無		
○	限度額100万円	激甚災害以外の災害を補助対象とするにあたり、限度額の設定が必要と判断されるため見直しを行う。

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	-	4,800	-	-
決算額	-	4,100	-	-	

設定有無		
○	令和5年度	3年ごとに効果の検証と見直しを行うため。
○	町税等の滞納がないこと。	個人の財産に対する補助であるため、公平性の観点から滞納要件を設定する。
○	区長会等で周知する。	

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
	これまで災害復旧事業の採択要件を満たさない単独災害復旧事業については、農業基盤整備事業補助金や重機借上げ等により対応しており、本庁・各地域振興局ごとに取扱いが異なっていたため、本補助金を激甚災害以外の災害に対応した制度として見直すことにより全庁的な取扱いの統一を図ることとなった。

補助金チェックシート				【見直し用】			
整理番号： H2301601				作成日： R2.10.30			
補助金等の名称	生活環境整備事業補助金		所管課名	建設課			
交付要綱等の名称	四万十町集落環境整備事業補助金交付要綱		担当係名	土木係			
性質分類	(1) 奨励型補助金		創設年度	平成23年度			
事業の目的	一軒家への進入路等の町道に認定されていない生活道路や生活排水等により環境に悪影響を及ぼしている排水路の整備、現に居住する住居に係る災害復旧を行うことにより、生活環境及び安全の向上を図る。						
事業概要	道路の拡幅・舗装、橋梁の新設、生活排水路の新設・改修、現に居住する住居に係る災害復旧費に要する経費に対して補助金を交付する。						
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令				
	国等の基準を超過して設定している条件						
補助対象経費	道路の拡幅・舗装、橋梁の新設、生活排水路の新設・改修、現に居住する住居に係る災害復旧費に要する経費であって、国及び県事業の採択要件に該当しない工事に係る経費。						
実施期間	平成 23 年度 ～ 令和 - 年度 (- か年)						

補助事業者	本町に住民登録を有する者	
(交付先)	選定方法	
	町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け					
	×	効果等の検証手法等					
補助率又は金額	2/3以内						
	設定根拠						
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）					
	○	1,000千円					
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	15,000	町歳出予算額	10,000	単位：千円		
			国	県	町債	基金	その他

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
終期設定	×	要綱上での定めはないが、3年ごとに効果の検証と見直しを行うこととしている。	
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。	
所得基準	×	生活環境の向上・安全対策を推進するにあたり不要であると判断したため。	
滞納条件	×	同上。	
間接補助	×		
周知方法	○	区長会等での周知を行う。	

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	個人等を補助対象としているが、集落環境の向上に資するものである。
有効性	A	老朽化や災害による被害を受けた施設の改修・復旧を行うことで生活環境と安全の向上が見込める。
妥当性	A	生活環境の向上・安全対策として妥当なものであると考える。
公平性	A	町民に対して広く補助を行うため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
平成23年度に、現に居住する住居に係る生活道・生活排水・住環境の向上・安全対策を図る目的として創設。	

今後の方向性	左の理由
(2) 見直しで継続（整理統合含む）	例年多くの要望があり、引き続きの支援が必要であることから、新たな課題である危険木の撤去に対する支援を追加した上で継続して実施する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
従前の事業内容に加えて、枯死木、傾木などで住宅に直接的な被害を与える恐れのある樹木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し補助を行う。	倒木による住宅及び人命への被害を未然に防止するため。
有無	根拠法令
危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費（危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額）を補助対象に加える。ただし、住宅と危険木の所有者が同一の場合は対象外とする。尚、対象となる危険木については、以下のうち(1)に該当するものであって、かつ(2)～(6)のいずれかにあたるものとする。 (1)胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上のもの (2)急傾斜地などの地形が不安定な場所に生えているもの (3)根が地面から露出しており不安定なもの (4)枯れているもの (5)状態が悪く今後枯れる可能性があるもの (6)根が浅い、折れやすい、枯れやすい、斜めに生えている等、倒木しやすい特徴を持ったもの	住宅の所有者自身が所有する庭木や裏山については、所有者の責任において管理すべきものであるため。
令和3年度～令和5年度	効果の検証と見直しを行うため。 尚、危険木の撤去については、3か年の集中運用とすることで早期の危険解消を促す。

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
最終予算額	10,000	10,000	11,000	11,000	
決算額	9,833	9,461	10,183	10,943	

設定有無	○	令和5年度	効果の検証と見直しを行うため。
○	町税等の滞納がないこと。		個人の財産の保護に対する補助であるため、公平性の観点から滞納要件を設定する。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
生活環境整備に係る新たな課題として、新興住宅地等周辺の人工林が植栽から40～50年程度経過した大径木となっており、倒木等による住宅への危険性が高まっており、住民から危険木撤去に対する支援を求める声が上がっている。	

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2804401 作成日： R2.10.30

補助金等の名称	四万十町若者定住促進支援事業補助金	所管課名	建設課
交付要綱等の名称	四万十町若者定住促進支援事業補助金交付要綱	担当係名	建築住宅係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成28年度
事業の目的	次世代を担う若者が町内に定住するための支援を行うことにより、本町への移住と定住の促進を図り、もって活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
事業概要	40歳以下の若者が町内へ新たに新築、又は中古購入して住宅を取得する場合に補助をする。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	住宅を新築、又は中古購入する際に必要な建物取得費		
実施期間	平成 28 年度 ～ 令和 - 年度 (- か年)		

補助事業者	町内に住宅を取得する40歳以下の者又は配偶者		
(交付先)	選定方法		
	町の関与		

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	まち・ひと・しごと創成総合戦略					
	○	効果等の検証手法等	取得対価、工事内容、領収書等の写し					
補助率又は金額	10/10以内							
	設定根拠							
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）						
	○	次世代を担う若者の住宅支援として上限100万円としている。						
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出予算額	国	県	町債	基金	その他	一般財源
	35,000	35,000				35,000		

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。
補助要件	○	40歳以下の若者が町内へ新たに住宅を新築、又は中古購入して10年継続してその住宅に居住。
所得基準	×	本町への誘導的な補助金であるため、所得基準を設けない。
滞納条件	○	町税等に滞納がないこと。
間接補助	×	
周知方法	○	広報及びホームページ等への記載

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	若者の住宅取得の推進が期待できる。
有効性	A	町内に10年間定住することを要件としており、定住促進、町内人口の維持が見込まれる。
妥当性	A	子育て世代への経済的支援に資するものであり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも位置付けている。
公平性	A	若者が町内に住宅を新築又は中古購入する場合であれば誰でも補助対象となるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	引続き本町への移住・定住を促進するため、継続して事業を実施する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	3年ごとに補助金の見直しを行うため

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認	R01	H30	H29	H28
最終予算額	23,800	32,996	25,000	25,000
決算額	23,800	32,996	25,000	25,000

設定有無	令和5年度	効果の検証と見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2804301 作成日： R2.10.30

補助金等の名称	四万十町家族支え合い居住支援事業補助金	所管課名	建設課
交付要綱等の名称	四万十町家族支え合い居住支援事業補助金交付要綱	担当係名	建築住宅係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成28年度
事業の目的	親世帯と子世帯が町内で新たに同居するための支援を行うことにより、高齢者の孤立防止や子育て支援等、世代間の支え合いによる家族の絆作りの促進を図り、もって町民が心豊かで安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする		
事業概要	親世帯と子世帯が町内で新たに同居するための住宅を新築、中古購入、リフォームに対する費用を補助する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	住宅を新築、中古購入、リフォームする際に必要な経費		
実施期間	平成 28 年度 ～ 令和 - 年度 (- 年)		

補助事業者 (交付先)	直系親族の2つ以上の世帯が町内に新たに同居するため、住宅所得又はリフォームを行う者。
選定方法	
町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	まち・ひと・しごと創生総合戦略 3-2 出産・子育て環境の充実					
	○	効果等の検証手法等	取得対価、工事内容、領収書等の写し					
補助率又は金額	補助率・100%、上限・100万円							
	設定根拠							
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）						
	○	家族が支え合う居住支援として上限100万円を設定している。						
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出 予算額	国	県	町債	基金	その他	一般財源
	15,000	15,000				15,000		

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。
補助要件	○	親世帯と子世帯が町内で新たに同居するために住宅を取得又はリフォームし、5年継続して全員が居住すること。
所得基準	×	本町への誘導的な補助金であるため、所得制限を設けない。
滞納条件	○	町税等に滞納がないこと。
間接補助	×	
周知方法	○	広報及びホームページ等への記載。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	高齢者の孤立防止や子育て支援等、町民が心豊かに安心できる生活環境づくりに期待ができる。
有効性	A	5年以上居住することを要件としており、定住促進、町内人口の維持に効果が見込まれる。
妥当性	A	高齢者の孤立防止や子育て世代への経済的支援に資するものであり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられている。
公平性	A	町内の住宅を新築、中古購入、リフォームする住民であれば誰でも補助対象となるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左の理由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	事業の目的に即した適切な執行のため補助要件の一部見直した上で、親世帯・子世帯が新たに同居するための支援を継続して行う。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	3年ごとに補助金の見直しを行うため。

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認

	R01	H30	H29	H28
最終予算額	11,000	17,000	5,000	8,000
決算額	10,000	17,000	5,000	8,000

設定有無	令和5年度	3年ごとに補助金の見直しを行うため。
○	同居予定の世帯が1年以上同居していないことを要件に加える。	現行の要綱では、交付申請事前審査申込み時点のみを基準に同居の有無を判断しているため、既に同居している世帯が住民票を1日だけ別住所に移して申請した場合であっても補助対象となり、事業の趣旨から外れた執行が生じるおそれがあるため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2502001

作成日： R2.10.30

補助金等の名称	ため池改修事業補助金	所管課名	建設課
交付要綱等の名称	四万十町ため池改修補助金交付要綱	担当係名	土木係
性質分類	(6) 災害対策型補助金	創設年度	平成25年度
事業の目的	老朽化によるため池の改修工事を行うことにより、堤体の決壊を防ぎ、下流域の災害を防止するとともに安定したかんがい用水の確保を図り、農業経営の安定に努め住民の安全を確保する。		
事業概要	ため池施設内の改修工事に要する経費に対し補助を行う。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	国及び県の採択要件に該当しない小規模な改修工事に対する経費とする。		
実施期間	平成 25 年度 ～ 令和 - 年度 (- 年)		

補助事業者	ため池管理者
(交付先)	選定方法
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額		8/10以内	
設定根拠			
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	ため池改修において堤体工、地盤改良工、洪水吐工、取水施設工、浚渫工等の工種及び現場状況によって工事費が一定ではないため。	
単位：千円	補助対象経費	町歳出	
	予算額	国 県 町債 基金 その他 一般財源	
本年度当初予算額(R02)	1,658	1,326	1,326

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して実施する必要があるため。
補助要件	×	下流域の災害防止のため。
所得基準	×	個人ではなく、ため池の受益者全体に対しての補助であるため。
滞納条件	×	下流域の災害防止のため。
間接補助	×	
周知方法	○	区長会等での周知を行う。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	補助対象はため池関係者等に限られるが、災害防止対策（ため池下流域）の間接的な効果が期待できる。
有効性	A	施設の老朽化や災害により、改修工事を行うことでかんがい用水の安定が見込める。
妥当性	A	防災・減災対策として妥当な補助率と考える。
公平性	B	ため池水路受益者等に対して補助を行うため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
H25より創設。各年度において地元要望を受けて現地確認及び国・県補助事業の協議を行い、国・県補助の対象に該当しないものとなった場合に予算査定にて協議の上事業を実施している。	

今後の方向性	左 の 理 由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	防災・減災対策の観点から、農業用ため池の適正な機能維持を図るため引き続き支援を行う。 また、他の農業用水施設に対する補助金との公平性を鑑みて補助率の見直しを行う。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	3年ごとに効果の検証と見直しを行うため。

適用有無	
×	
2/3以内	
補助金等適正化指針に基づく補助率。	揚水ポンプ等の農業用水施設に対する町単独の補助制度である「農業基盤整備事業補助金」については補助率を1/2以内としており、農業用水施設に対する補助事業として比較した場合、防災・減災対策のための事業であることを加味しても、受益者負担の公平性の点において従前の補助率（8/10以内）を用いることは不適當であると思われる。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	5,497	1,062	-	2,100
決算額	5,080	1,062	-	2,073	

設定有無		
○	令和5年度	3年ごとに効果の検証と見直しを行うため。
○	申請者に町税の滞納がないこと。	農業生産等、受益者の収益につながるものであるため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100307

作成日： R2.10.29

補助金等の名称	四万十町連合婦人会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会教育係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成18年度
事業の目的	町内婦人会相互の親睦を図り、婦人の教養を高め、生活と地位向上に努めると共に、明るい町づくりに寄与することを目的とする。		
事業概要	地区婦人会相互の情報交換や関係機関並びに他団体との連絡提携し地域社会の発展と改善に関する大会会.研修会への参加		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	大会、研修会等の実施にかかる経費		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	四万十町連合婦人会連合会	
(交付先)	選定方法	上記団体のみに対する補助
	町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額		10/10以内	
	設定根拠		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	予算の範囲内で交付するため。	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出予算額	単位：千円
	588	588	国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続する必要がある事業のため。
補助要件	×	規定していない。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため定めていない。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であるため。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	自主活動団体であるが町の各種事業の下支えをしている基礎的な役割を持った団体である。
有効性	A	町の各種事業の円滑な実施に寄与している団体であり、組織の存続のため有効な支援である。
妥当性	A	会員数の減少等により組織の存続が危ぶまれるため、継続した支援が必要である。
公平性	A	窪川・大正・十和各地域支部の連合からなる組織への補助であるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	--

今後の方向性	左 の 理 由
(3) 現行のまま継続	町の各種事業の下支えをしている基礎的な役割を持った自主活動団体であり、存続が困難となった場合、町の様々な事業の停滞が懸念されるため、現行のまま継続して補助を行う。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	町総合振興計画（2-5-(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進）
○	研修会への参加者数などを実績報告にて確認。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	588	588	588	588
	決算額	588	588	588	588

設定有無	○	令和3年度～令和5年度	定期的な見直しを行うため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	------------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100301

作成日： R2.10.29

補助金等の名称	文化協会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	文化振興
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成18年度
事業の目的	四万十町内の芸術文化団体または個人が相互の交流を図り、地域住民と一体となり四万十町内の芸術、文化の向上に寄与する事を目的とする。		
事業概要	高南台地総合美術展覧会、芸能発表会等		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	文化協会の運営にかかる経費		
実施期間	平成 19 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	四万十町文化協会	
(交付先)	選定方法	上記団体のみに対する補助
	町の関与	事務局

補助率の特例	適用有無	×	重点施策の位置付け	
			効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	定額 450,000円		
		四万十町文化協会 50,000円、窪川支部 170,000円、大正支部 130,000円、十和支部 100,000円		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）		
	○	450,000円（全体事業費の1/2程度の額として設定）		
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	930	町歳出予算額	450
			国	県
			町債	基金
			その他	一般財源
				450

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため
補助要件	×	特に必要ないと判断したため
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため、必要ないと判断したため
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であり、制度自体の広報の必要性はないため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	B	町内の文化の向上に寄与しているため。
有効性	B	昨年度は美術展に1086名の方が来場するなど、町内の文化意識向上に有効である。
妥当性	B	会費・出演料・出展料などでは運営を賄える状況ではないため。
公平性	B	特定の団体に対するみの補助であるが、同様に活動する他の団体はないため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	町の芸術文化の向上に寄与している団体だが、出展料等の収入のみで運営を賄うことが困難であるため、継続して補助を行う。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	町総合振興計画（2-5-(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進）
○	活動内容について実績報告にて確認。
	2/3以内、町長が必要と認めるものについては10/10以内
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	450	450	450	450
	決算額	450	450	450	450

設定有無	○	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100310

作成日： R2.12.21

補助金等の名称	総合型地域スポーツクラブ支援補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成20年度
事業の目的	地域住民が主体となってスポーツクラブを形成し、広い世代が各々のレベルに応じた多様な種目のスポーツに親しみ、スポーツの振興や、地域づくりを目指す。		
事業概要	各スポーツクラブを核として、教室の運営や大会、スポーツイベントなどを実施する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	事業の運営にかかる経費。		
実施期間	平成 20 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	総合型地域スポーツクラブ運営事業者
(交付先)	
選定方法	上記の団体のみ
町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
	×	効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	予算の範囲内（規定なし）	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×		
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出	単位：千円
	1748	予算額	国 県 町債 基金 その他 一般財源
		1,748	

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要があるため。
補助要件	×	現状定めていない。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助金のため規定していない。
間接補助	×	
周知方法	×	補助を活用する団体が限られているため。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	A	広く町民にスポーツへの参加機会の創出ができるため。			
有効性	B	経済的な効果は見込みにくいが、町民の体力向上、健康増進を見込める。			
妥当性	B	会費や参加費等での収入はあるが、まかないきれない部分も多いため。			
公平性	B	補助団体は限られるが、広く町民に影響する活動であるため。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左	の	理	由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	地域スポーツの推進に必要な事業であるため、対象経費等を整理のうえ継続して補助を行う。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有無	×	根拠法令		
人件費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、その他運営に必要と認められる経費。なお、日当・旅費等については町の基準に準じた額を対象として取り扱う。				従前の要綱に定めがないため規定する。
令和3年度～令和5年度				定期的な見直しを行うため。

適用有無	四万十町総合振興計画2-5(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	
○	社会体育事業への参加者数実績	
	事業収入を除く10/10以内	従前の要綱に定めがないため規定する。
	地域の社会体育の維持増進のために不可欠な団体だが、自主財源が少なく活動が困難な団体もあるため。	
設定有無		

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	1,783	2,041	1,680	1,650
	決算額	1,253	1,798	1,679	1,649

設定有無	○	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100312

作成日： R2.12.21

補助金等の名称	スポーツ大会等参加支援補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(5) 大会・イベント型補助金	創設年度	平成18年度
事業の目的	全国大会等のスポーツ大会へ出場する者及び団体へ対して補助を行い、参加チームへの経済的支援及び競技力の向上を図る。		
事業概要	地区予選等を通して出場するスポーツの全国大会等の参加する者及び団体に対して定額での補助を行う。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	大会の参加にかかる経費		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度 (- 年)		

補助事業者	地区予選を通過又は選抜等により出場権を得た全国大会等参加する者及び団体
(交付先)	
選定方法	申請による
町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	定額補助	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	四国5,000円、西日本12,000円、全国15,000円・各チーム20名まで（監督・コーチを含む）	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出	単位：千円
	1080	1,080	国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	毎年継続して行う事業のため。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準		
滞納条件		
間接補助	×	
周知方法	×	現状行っていない。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	B	補助団体が限られているが、本町のスポーツ推進・競技力の向上に寄与するものである。
有効性	B	費用対効果や成果は見えづらいが、経済的な問題で出場を断念せざるを得ないといった事例の解消につながる。
妥当性	B	町の代表としての側面もあるため補助は妥当と思われる。
公平性	A	対象となる団体には公平に補助を行っている。

*いずれかを選択 ⇒ (A) … 適格 (B) … やや適格 (C) … やや不適格 (D) … 不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左 の 理 由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	スポーツ・文化両分野の振興を図るため、文化分野の大会参加についても支援対象に加えることとし、名称を「全国大会等参加支援補助金」に改めて継続して実施する。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
全国大会等の大会へ出場する者及び団体へ対して補助を行い、参加チームへの経済的支援及び競技力の向上を図る。	スポーツのみでなく、文化の分野についても支援対象とすることで、両分野の振興を図るため。
地区予選等を通して出場する全国大会等の参加チーム、また町長・教育長からの要請で大会に参加するチームに対して定額での補助を行う。	
有 無	根拠法令
大会参加料、保険料、旅費交通費等大会の参加に必要と認められる経費。	
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

地区予選又は選抜等及び町長又は教育長の要請により出場権を得た全国大会等に参加する者及び団体（出場者登録されている者）、団体の監督、コーチ及び指導者	町からの要請により町代表として市町村対抗大会等に参加する者についても支援の対象とするため。

適用有無	町総合振興計画（2-5-(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進）	
○	補助金活用実績数により評価する。	
設定有無	四国8,000円、西日本12,000円、全国15,000円、町長又は教育長の要請により町を代表して出場する大会10,000円	種目等により参加人数が異なることから、人数の上限については撤廃する。
○		

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	1,080	1,080	880	880
	決算額	640	1,006	821	118

設定有無		
○	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。
○	ホームページ及び広報に掲載して周知する。	

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
A	スポーツ・文化の分野で活動する団体を幅広く支援し、活動の振興や技術の向上に寄与するものである。

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
	現行の制度では、スポーツ分野の大会出場者のみが補助対象となっているため、文化分野についても支援の対象を広げることで、両分野に対して公平な支援を行うこととした。

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100304 作成日： R2.10.29

補助金等の名称	青年団補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会教育係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成18年度
事業の目的	地域に住み、地域で働く青年が集まり地域イベントを始め様々な事業を行う。		
事業概要	青年団の大会や地域イベントの開催や運営協力		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	青年団の運営にかかる経費		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	大正青年団・十和青年団	
(交付先)	選定方法	上記の団体のみ
	町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け
		効果等の検証手法等
補助率又は金額		10/10以内
	設定根拠	収益を上げることが目的とした団体ではないため、一定町の支援を要する。
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
	×	収益を上げることが目的とした団体ではないため、一定町の支援を要する。
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	240
	町歳出予算額	240
		単位：千円
		国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う事業のため。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため必要ないと判断したため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助のため。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	地域社会で中心となるまでの準備期間として公益性を持った事業に参画している。
有効性	B	青年期に地域や職域を超えたつながりを持つことにより地域に居場所を作る。
妥当性	B	自主財源の確保が困難なため、一定の補助はやむを得ない。
公平性	B	補助団体が限られており、地域的・年齢的制約はあるが門戸は開かれている。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左 の 理 由
(3) 現行のまま継続	ボランティアや地域活動を主体とする団体であることから、持続的な活動を維持するために現行のまま継続して補助を行う。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
従前のおりとするが、運用に際しては担当課において適正なものとなっているか支出状況の確認・指導を行うこと。	
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

高知県青年団協議会に加盟する青年団	合併以前は旧町村の連合青年団を交付対象としていたことから、各地域を代表する社会教育団体としての青年団を対象とするため。
-------------------	---

適用有無	町総合振興計画（2-5-(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進）
○	活動内容について実績報告による確認。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	240	240	240	240
	決算額	240	240	240	240

設定有無	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100308		作成日： R2.10.29	
補助金等の名称	人権教育研究協議会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会教育係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成18年度
事業の目的	人権教育研究協議会を通して住民全体に人権意識を広げる		
事業概要	各人権教育研究協議会の研修と町全体の研修それに向けての役員会など		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	各人権教育研究協議会の研修会・町全体の研修会での講師謝金や、役員会費用弁償など		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者 (交付先)	選定方法	四万十町人権教育研究協議会、窪川人権教育研究協議会、大正人権教育研究協議会、十和人権教育研究協議会 上記団体のみに対する補助
	町の関与	事務局

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	四万十町：450千円 窪川：1,067千円 大正：196千円 十和：880千円 計 2,593千円	
		運営資金を会員の会費だけでは賄えないため	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	予算の範囲内で執行する	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出 予算額	単位：千円
	2593	2,593	国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。
補助要件	×	特に必要ないと判断したため。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため、必要ないと判断したため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であり、制度自体の広報の必要性はないため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	小中学校・高校の教師と様々な立場の住民が参加し、人権意識に向上に努めている
有効性	B	人権意識向上に向けて着実に歩んでいる。
妥当性	A	独自の研修会の開催等、各協議会で人権意識向上に努めている。
公平性	A	各協議会で定期総会を開き、事業会計ともに透明性が担保されている。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	昨今のコロナ禍においても理不尽な差別問題が生じているように人権課題はいたるところにあり、それらを是正するためにも人権教育研究協議会のような草の根の組織が必要であることから、現行のまま継続して補助を行う。

■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

	窪川は協議会側に事務局があるが、四万十町・大正・十和協議会については事務局がなく、町が事務局機能を担っている。人権協議会をどのような形で継続していくかを含めて今後の検討課題とする。
--	--

適用有無	町総合振興計画（2-5-(11)人権尊重の推進）	
○	各地区人権教育研究協議会の会員数・研修会への参加人数	
設定有無		

直近の予算・ 決算状況確認	最終予算額	R01	H30	H29	H28
		2,599	2,633	2,686	2,806
	決算額	2,055	2,466	2,482	2,416

設定有無	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
R2年度の補助金審査会にて、適正な運用ため留意すべき点について協議。	
・備品購入について可能なものは町備品の貸し出しで対応することとする。	
・当初申請時の計画にない支出を行う際には事前に町担当課への相談を求めるとのこと。	
・役員報酬等の条件について各協議会で統一されているか確認・調整を図ること。	

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100311

作成日： R2.10.29

補助金等の名称	子ども会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(3) 団体運営・組織活動型補助金（支援型）	創設年度	平成19年度
事業の目的	四万十町子ども会相互の連絡提携とその充実振興を図ることにより、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。		
事業概要	四万十町子ども会相互の連絡提携とその充実振興を図ることにより、子どもの健全育成に寄与するため、子ども会の活動に対して補助を行う。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	大会、研修会等の実施にかかる経費。		
実施期間	平成 19 年度 ～ 令和 - 年度（ - か年）		

補助事業者	四万十町子ども会連合会
(交付先)	選定方法 上記団体のみに対する補助
	町の関与

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け 効果等の検証手法等
補助率又は金額	設定根拠	10/10以内 大会等の運営が主な事業内容であり、参加費についても広く参加が期待できるように設定しており、収益性が見込めるものではないため。
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由） × 予算の範囲内で交付するため。
	補助対象経費	町歳出 予算額
		単位：千円 国 県 町債 基金 その他 一般財源
本年度当初予算額(R02)	647	647 647

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して実施する必要のある事業のため。
補助要件	×	規定していない。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため定めていない。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助であるため。

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	A	児童育成事業に取り組む団体への補助であるため。
有効性	B	経済的な効果は見込みにくい、町内の児童の健全育成に寄与するものである。
妥当性	B	自主財源の確保が難しいため、補助金による支援は必要である。
公平性	B	補助団体は限られるが、町内の児童に対して効果が波及するものであるため。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左 の 理 由
(3) 現行のまま継続	児童の健全育成に資する事業だが、参加費等で事業費を賄うことが困難であるため継続して補助を行う。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	町総合振興計画（2-5-(12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進）
○	参加者数実績等を実績報告により確認。
設定有無	

直近の予算・決算状況確認

	R01	H30	H29	H28
最終予算額	647	647	660	721
決算額	583	581	660	626

設定有無	
○	令和5年度。定期的な見直しを行うため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2500201

作成日： R2.10.28

補助金等の名称	四万十町文化財保護事業費補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱	担当係名	文化振興係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成24年度
事業の目的	四万十町内の文化財を保護し、町民並びに地域の文化の向上及び発展に資するため、所有者等が行う文化財の保護事業に対して、予算の範囲内で補助する。		
事業概要	国・県・町の文化財の修理・防犯・保存継承等を行う者に対し、経済的な支援を行う。		
国費・県支出金の状況	有無	○	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		文化庁文化財補助金交付規則等
補助対象経費	国・県・町の文化財の修理・防犯・保存継承等に要する経費		
実施期間	平成 25 年度 ～ 令和 2 年度 (8 か年)		

補助事業者	国・県・町の文化財の所有者又は管理者		
(交付先)	選定方法	文化財保護法、高知県文化財保護条例又は四万十町文化財保護条例により指定又は登録を受けた者	
	町の関与	文化財の巡視により文化財の破損等ある場合は、所有者又は管理者に対し対応を提言	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け
	×	効果等の検証手法等

補助率又は金額	設定根拠	補助対象経費の1/2以内 ※国・県の補助金があるは当該補助金を控除した額
	設定根拠	国等の補助金の対象となる場合においても、補助率1/2までは上乗せ補助を行う。 ※ただし、現実的には国等の補助率はほぼ1/2以上であり実際の上乗せ補助はない。

補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
	×	有形文化財、無形文化財、記念物、文化的景観等文化財の範囲は広く、それぞれのケースに対し限度額を設けることは難しい。また、予算における制限が一定設けられている以上ケースバイケースで判断することとなる。

本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出予算額	単位：千円					
	2202	1,101	国	県	町債	基金	その他	一般財源
								1,101

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	文化財は、国・県・町の財産であり、町内に文化財がある以上町としても保護する義務があるため。
補助要件	○	国・県・町が指定又は登録した文化財を対象。
所得基準	×	個人が補助対象者となるケースは少ない。
滞納条件	×	同上。
間接補助	×	
周知方法	○	対象者が限定的なため広報等による周知はなし。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	A	文化財については、国民、県民、町民の財産であり公益性は高い。
有効性	A	文化財の維持については、経済的な部分が1番のネックとなるため、経済的な支援は有効。
妥当性	A	特定の人や地域のみが負担を強いられる状況は好ましくないため、補助は妥当と判断する。
公平性	A	対象者が限られるため、状況の把握はできている。

* いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	* 制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	--

今後の方向性	左の理由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	文化財は国、県、町の財産として維持が必要なものが、所有者(管理者)にとって修繕費等の負担を求められる一方で、それ自体が収入等につながるものではなく、文化財を維持するうえで所有者(管理者)の経済的負担が大きな課題となっている。所有者(管理者)の負担軽減に必要な支援を行うため補助率の見直しを行い事業を継続する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
国等の補助を含め補助率2/3に達するまで上乗せ補助	文化財の修復による所有者（管理者）の経済的なメリットはほぼないことや、仮に所有者（管理者）が文化財を維持できなくなった場合、町を管理者とし、町が負担して修理等を行うこととなることから、適正な補助率として引上げを行う。
令和3年度～令和5年度	見直しのタイミングを設けるため。

文化財保護法、高知県文化財保護条例又は四万十町文化財保護条例により指定又は選定を受けた者	重要文化的景観の重要構成要素を補助対象に加えるため。
--	----------------------------

適用有無	総合振興計画（施策目標12：郷土文化の継承）	
○	文化財の巡視等において適切に管理されているか確認を行う	
国等の補助金を含め補助率2/3に達するまで上乗せ補助を行う。ただし、町を通して国等補助金の100%トンネル補助の場合のほか、町長が必要と認めるものについては10/10以内とする。尚、補助対象経費で10万円未満のものは補助対象外とする。	文化財の修復による所有者（管理者）の経済的なメリットはほぼないことや、仮に所有者（管理者）が文化財を維持できなくなった場合、町を管理者とし、町が負担して修理等を行うこととなることから、適正な補助率として引上げを行う。	
少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、集落における1人あたりの費用負担は増加傾向にあり、集落等において文化財を維持することが困難になりつつあるため、文化財に対する町の姿勢として2/3程度の補助は必要と判断する。		
設定有無		

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	65	3,689	147	-
	決算額	64	3,689	147	-

設定有無	令和5年度	見直しのタイミングを設けるため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	* 制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	------------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100313

作成日： R2.10.28

補助金等の名称	四万十川桜マラソン実行委員会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(5) 大会・イベント型補助金	創設年度	平成20年度
事業の目的	四万十川桜マラソン大会を開催し、生涯スポーツの推進及び、地域住民・参加者の交流を通じた町民間の交流、関係人口の拡大を目指す。		
事業概要	四万十川桜マラソン大会の開催にかかる事務局の運営および大会実施に係る費用を補助。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	大会の実施・運営にかかる経費		
実施期間	平成 20 年度 ～ 令和 2 年度 (13 か年)		

補助事業者	四万十川桜マラソン大会実行委員会
(交付先)	
選定方法	上記団体のみへの補助
町の関与	共催

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	×	効果等の検証手法等						
補助率又は金額	設定根拠	要綱による規定なし。								
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）								
	×	現状要綱では定めていない。								
		補助対象経費	町歳出 予算額	国	県	町債	基金	その他	一般財源	単位：千円
本年度当初予算額(R02)		21924	10,962				10,900			62

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	今後も四万十町の目玉行事として継続していくため。
補助要件	×	現状特に定めていない。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため定めていない。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助のため。

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	B	生涯スポーツの推進だけでなく、四万十町のPRや宿泊などによる経済効果も見込める。			
有効性	B	町外・県外からの参加も多く、目的に合致した効果を上げている。			
妥当性	B	参加費を上げることは参加者の減にもつながりかねないため、現状の補助率から下げることが難しい。			
公平性	B	特定の団体のみへの補助となるが、実施できる団体がほかにいないため。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左	の	理	由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	現状、事業費の1/2を参加費等の自主財源で賄っており、補助金等適正化指針に適合した運用状況となっているが、要綱に補助率の規定がないため、新たに補助率を定めたくて継続して補助を行う。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有 無		根拠法令		
令和3年度～令和5年度（3か年）				定期的な見直しを行うため。

適用有無				
事業費の1/2以内				事業費の半分程度は参加費等の収入で賄っているため。
指針の補助率に準ずる。				
設定有無				

直近の予算・決算状況確認

	R01	H30	H29	H28
最終予算額	11,340	11,081	13,864	13,941
決算額	3,558	11,081	9,164	13,473

設定有無		
○	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H1801401

作成日： R2.10.29

補助金等の名称	高幡中学生海外派遣事業補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金	担当係名	文化振興係
性質分類	(1) 奨励型補助金	創設年度	平成18年
事業の目的	この補助金は、生徒の広い視野と判断力を持った行動力あふれる地域リーダーの育成等に寄与するための事業として実施している「高幡中学生海外研修事業」に参加することを容易にするため参加者が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。		
事業概要	須崎市・中土佐町・四万十町・梶原町・津野町の公立中学校に在学する2、3年生 計15名と、カナダ（ブリティッシュコロンビア州ビクトリア）で2週間滞在し、国際交流や語学の勉強を行う。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令 国等の基準を超過して設定している条件
補助対象経費	参加負担金		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 2 年度（ 15 か年）		

補助事業者	高幡中学生海外研修事業参加者
(交付先)	
選定方法	上記事業参加者の保護者
町の関与	

補助率の特例	適用有無	×	重点施策の位置付け	
			効果等の検証手法等	
補助率又は金額	設定根拠	定額 133,500円 参加費の3分の2程度		
補助限度額	設定有無	×	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由） 予算の範囲内で交付するため。	
			単位：千円	
	補助対象経費	町歳出 予算額	国	県
			町債	基金
			その他	一般財源
本年度当初予算額(R02)	800	534		534

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
終期設定	×	継続して行う必要がある事業のため。	
補助要件	○	実績報告の提出。	
所得基準	×	教育的配慮によりなし	
滞納条件	×	教育的配慮によりなし	
間接補助	×		
周知方法	○	参加者募集の際に周知している	

自己評価	評価指標	左	の	理	由
公益性	A	国際的な経験を持つ人材育成に寄与している。			
有効性	A	町の広い視野と判断力を持った行動力あふれるの人材育成に寄与している。			
妥当性	A	すべて自己負担することは困難であるため。			
公平性	A	対象者には全員交付するため。			

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左	の	理	由
(2) 見直して継続（整理統合含む）	保護者負担を軽減することで児童の国際的な体験を推進し、将来的な町の人材育成に寄与するため、補助金等適正化指針に照らして一部見直したうえで継続して補助を実施する。			



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左	の	理	由
有 無		根拠法令		
令和3年度～令和5年度（3か年）				定期的な見直しを行うため。

適用有無				
定額 130,000円				
参加費200,000円の2/3				指針に準じた補助率とする。
設定有無				

直近の予算・
決算状況確認

	R01	H30	H29	H28
最終予算額	134	401	267	267
決算額	134	401	267	267

設定有無		
○	令和5年度	定期的な見直しを行うため。
○	申請時に完納証明を求める。	公平性の観点から滞納要件を設定する。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100309 作成日： R2.10.29

補助金等の名称	県民スポーツフェスティバル参加旅費補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町スポーツ大会等参加支援事業に係る補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(5) 大会・イベント型補助金	創設年度	平成18年度
事業の目的	県民スポーツフェスティバルに参加することにより、本町のスポーツ技術の向上及び社会体育の振興を図る。		
事業概要	県民スポーツフェスティバルに出場する団体に対して定額での補助を行う。		
国費・県支出金の状況	有 無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	大会参加費、保険料、旅費交通費、大会の参加に必要と認められる経費。ただし、四万十町の所有するバスを利用した場合は補助の対象外とする。		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 - 年度 (- 年)		

補助事業者	県民スポーツフェスティバル出場団体	
(交付先)	選定方法	申請による
	町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額		10/10以内	
	設定根拠		
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	○	1人当たり1,000円を超えない範囲で1団体2万円	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出	単位：千円
	70	予算額	国 県 町債 基金 その他 一般財源
		70	

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	毎年継続して行う事業のため
補助要件	×	特に定めていない
所得基準	×	特に定めていない
滞納条件	×	特に定めていない
間接補助	×	
周知方法	○	昨年度出場した団体やスポーツ団体への案内通知

自己評価	評価指標	左 の 理 由
公益性	B	対象者は限られているが、町内の団体を広く対象としており、スポーツ振興に寄与するものである
有効性	A	費用対効果は見えづらいが、経済的な問題で出場断念せざるを得ないといった事例の解消につながると思われる
妥当性	B	競技団体毎の参加費に違いがあり、競技によっては補助として少ない団体もあるため
公平性	A	対象の団体には補助を行っている

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載

今後の方向性	左 の 理 由
(1) 廃止	年間の利用者が少数であり、他の大会参加支援のための補助金と条件を比較した場合の公平性に疑義があるため廃止とする。尚、高齢者の大会参加については、別途支援方法を検討するものとする。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左 の 理 由
有 無	根拠法令
令和2年度まで。	公平性の観点から廃止とするため。

適用有無	
設定有無	

直近の予算・決算状況確認	R01	H30	H29	H28
最終予算額	30	70	54	70
決算額	30	14	54	56

設定有無	
○	令和2年度まで。
	公平性の観点から廃止とするため。

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由
D	年間の利用者が少数であることや、大会参加経費の支援を行う他の補助金（全国大会等参加支援補助金）では県予選等の選考を経ていることを交付の条件としている一方で、当補助金については選考等を要しないため、比較した場合公平性に疑義がある。

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載

補助金チェックシート 【見直し用】

整理番号： H2100302

作成日： R2.10.29

補助金等の名称	PTA連絡協議会補助金	所管課名	生涯学習課
交付要綱等の名称	四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱	担当係名	社会体育係
性質分類	(2) 団体運営・組織活動型補助金（行政補完型）	創設年度	平成18年度
事業の目的	児童生徒の健やかな成長のため、保護者と教職員が相互に連携し、学校及び家庭における教育の在り方について理解を深めるとともに、その振興に努める。		
事業概要	町内PTA連絡協議会をはじめ、地区・県の実施する総会・研修会へ参加する。		
国費・県支出金の状況	有無	×	根拠法令
	国等の基準を超過して設定している条件		
補助対象経費	PTA連絡協議会の運営にかかる経費		
実施期間	平成 18 年度 ～ 令和 2 年度（ 15 か年）		

補助事業者	四万十町PTA連絡協議会	
(交付先)	選定方法	上記の団体のみ
	町の関与	

補助率の特例	適用有無	重点施策の位置付け	
		効果等の検証手法等	
補助率又は金額		10/10以内	
	設定根拠	収益を上げる団体ではないため、一定町の支援を要する。	
補助限度額	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）	
	×	収益を上げる団体ではないため、一定町の支援を要する。	
本年度当初予算額(R02)	補助対象経費	町歳出	単位：千円
	516	516	国 県 町債 基金 その他 一般財源

規定状況	設定有無	設定有無の理由等（有の場合…理由及び内容、無の場合…理由）
終期設定	×	継続して行う事業のため。
補助要件	×	特に定める必要がないため。
所得基準		
滞納条件	×	団体に対する補助のため必要ないと判断したため。
間接補助	×	
周知方法	×	特定の団体に対する補助のため。

自己評価	評価指標	左の理由
公益性	B	広く町民全体に効果を波及できる事業ではないが、教師・保護者間の連携を深めるためにも必要な事業である。
有効性	B	教育の振興など一定の効果は見込めるが、効果の検証は難しい。
妥当性	A	自主財源の確保が困難なため、事業費の10/10以内での補助はやむを得ない。
公平性	A	町内各校のPTAに効果が及ぶものであるため公平性は保たれている。

*いずれかを選択 ⇒ (A)…適格 (B)…やや適格 (C)…やや不適格 (D)…不適格

協議経過	*制度創設に至るまでの経過（関係団体等からの要望・施策ヒアリング・予算査定・執行部協議・補助金審査会等）を記載
------	---

今後の方向性	左の理由
(3) 現行のまま継続	指針に準じた補助率（2/3以内）とした場合、児童数の減少に伴って後年度になるほど1人あたりの負担額が大きくなるため、各世代の負担の公平性の観点から現行のまま補助を継続する。



■以下、継続にあたり現行制度（補助率等の条件）から変更しようとする項目のみ内容を記載

現行制度から変更しようとする内容	左の理由
有無	根拠法令
令和3年度～令和5年度（3か年）	定期的な見直しを行うため。

適用有無	町総合振興計画（2-4-(8)教育環境の充実）	
○	実績報告による確認。	
事業費から会費を差し引いた額の10/10以内。	指針に定める補助率（2/3以内）とした場合、会費の増額が必要となるが、児童数の減少により後年度の会員ほど1人あたりの負担額が大きくなるのが予想されるため、世代間の公平性等の観点から、会費は据置きとしたうえで従前の補助率を適用する。	
設定有無		

直近の予算・決算状況確認		R01	H30	H29	H28
	最終予算額	516	516	527	527
	決算額	516	271	277	270

設定有無	令和5年度。	定期的な見直しを行うため。
○		

■以下、現状における評価及びこれまでの経過等

評価指標	制度創設（又は見直し）時と評価が異なる場合の理由

経過等	*制度創設（又は見直し）後における経過（補助基準の見直し等）を記載
-----	-----------------------------------